

24 粧会第 001 号
2024 年 3 月 19 日

日本化粧品工業会会員各位

日本化粧品工業会
会長 魚谷 雅彦

タール色素(赤色 219 号、赤色 220 号、赤色 225 号、赤色 227 号、
赤色 401 号、赤色 504 号、かつ色 201 号、黄色 205 号及び黒色 401 号)
における特定芳香族アミンの管理値設定について(自主基準)

特定芳香族アミンを含有するタール色素については、これまで、「タール色素(赤色 501 号、だ
いだい色 204 号及びだいだい色 403 号)の使用自粛について(自主基準)」(2017 年 9 月 1 日付
け)及び「タール色素(赤色 205 号、赤色 206 号、赤色 207 号、赤色 208 号及び赤色 404 号)の使
用自粛について(自主基準)」(2019 年 8 月 26 日付け)を日本化粧品工業連合会の自主基準とし
て制定してきました。

今般、これらに加え、赤色 219 号、赤色 220 号、赤色 225 号、赤色 227 号、赤色 401 号、赤色
504 号、かつ色 201 号、黄色 205 号及び黒色 401 号中に不純物として含まれる可能性がある特定
芳香族アミンについて、日本化粧品工業会が実施したリスクアセスメント等に基づき、それぞれの
管理値を設定する自主基準を、別表のとおり制定することとしました。

会員各位におかれましては、順守くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

注)タール色素に関わるこれまでの自主基準は、粧工会 HP にまとめられています。

<https://www.jcia.org/user/business/guideline/tarcolor>

【別表】

色素名	特定芳香族アミン	管理値
赤色 220 号	β -ナフチルアミン	1ppm 以下(従来通り)
赤色 225 号	4-アミノアゾベンゼン(※)	1000ppm 以下
赤色 504 号	2,4-キシリジン	375ppm 以下
かつ色 201 号	2,4-キシリジン	375ppm 以下
黄色 205 号	3,3'-ジクロロベンジジン	150ppm 以下
赤色 401 号	o-トルイジン	300ppm 以下
赤色 219 号	4-アミノアゾベンゼン(※)	0.5ppm (検出限界)未満
赤色 227 号	4-アミノアゾベンゼン(※)	
黒色 401 号	4-アミノアゾベンゼン(※)	

表中、4-アミノアゾベンゼン(※)については、赤色 225 号では色素の原料、他の 3 色素(赤色 219 号、赤色 227 号及び黒色 401 号)では、反応副生成物で不純物としての起源が異なるため、管理値が異なっています。この管理値は米国の規制(赤色 225 号:1000ppm、赤色 227 号:100ppb)を参考に、合理的に達成可能な限り低くするという ALARA(As Low As Reasonably Achievable)の原則に基づいて設定しています。

色素中の特定芳香族アミンの分析方法については、以下の URL をご参照ください。

<https://doi.org/10.1093/jaoacint/qsac095>

以上